

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 2 1 日

各区市町村介護保険主管課長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長  
石塚 宣

地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価 運営推進会議の取扱いについて

日頃より、東京都の介護保険行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
標記の件については、新型コロナウイルスへの対応に伴い、下記の通りの扱いとさせていただきます。

#### 記

##### 1 外部評価の実施回数緩和について

平成27年4月23日付「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」3（1）により、5つの要件全てを満たす場合には、外部評価の実施回数を緩和できると規定されている。

この要件の一つとして「ウ 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」がある。新型コロナウイルスへの対応に伴い、運営推進会議の開催を自粛する（あるいは書面開催等代替措置を講じる）事業所がある場合は、年6回開催に相当すると認めることとする。

##### 2 東京都への報告について

「外部評価（第三者評価）実施回数緩和適用報告書」および「運営推進会議実績表」を提出することとなっているが、記載は以下のとおりとする。

###### (1) 「外部評価（第三者評価）実施回数緩和適用報告書」

④運営推進会議の開催状況および⑤運営推進会議の出席状況については、運営推進会議を開催したという前提で記載する。欄外に「●回目については新型コロナウイルス対応のため開催を自粛」した旨を記載する。

###### (2) 「運営推進会議実績表」

運営会議開催日には開催予定だった日付を記載する。出欠状況については出席に○をし、出席予定だった職員にチェックする。資料等の受領状況は空欄とする。

担当

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課介護保険担当 富井  
電話 03-5320-4291